

函館工業高等専門学校グローバルエンジニア特待生に関する規程

令和5年11月14日

函高専達第3号

(趣旨)

第1条 この規程は函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)のグローバルエンジニア特待生に関し必要な事項を定める。

(グローバルエンジニア特待生制度)

第2条 グローバルエンジニア特待生(以下「特待生」という。)制度は、「豊かな人間性と創造性、専門知識・スキル、多様な文化背景を持った人々とのコミュニケーション力、リーダーシップ力を備え、自ら考えて行動できるグローバルエンジニア」を目指す優秀な学生の修学を奨励する制度である。

(特待生の人数)

第3条 年度毎に入学定員の10%程度とする。

(特待生に対する育成プログラム)

第4条 特待生に対しては次の各号の育成プログラムを提供する。

- 一 本校国際交流プログラムへの優先参加
- 二 本校国際交流プログラム海外渡航費の支援(在学中1回)
- 三 本校春潮寮国際棟への優先入寮(4年生以上)
- 四 英語能力試験の受験料の支援(2年修了までに2回)
- 五 特待生向け英語指導の実施

2 前項第五号の英語指導を受講し、合格した者は、本校における授業科目「英語特講」(第4学年開講・一般選択必修科目)を履修したものとみなし、単位認定の申請をすることができる。なお、単位認定の申請については、第10条に定める。

(特待生としての期間)

第5条 特待生としての期間は、最短修業年数を限度とする。

(特待生に係る予算等)

第6条 特待生に係る予算は、本校教育研究支援基金(戸倉基金)をもって充てる。

(特待生の選考)

第7条 特待生は第8条に定める申請資格を満たす者で、推薦による選抜に出願し、かつ、本特待生制度に申請した者で、推薦による選抜に合格した者のうちから採用する。

申請結果は、グローバルエンジニア特待生申請結果(様式1)により受験生及び保護者に通知するものとする。

(特待生の申請資格)

第8条 在籍する中学校等における第3学年の必修教科(外国語(英語)を含む)の5段階評定のうち、数学、理科、外国語(英語)が5で、かつ、必修教科の合計が39以上であること。

(特待生資格の取り消し)

第9条 特待生が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その資格の喪失を決定することができる。

- 一 留年・休学・退学、又は除籍となったとき(ただし、海外留学による留年・休学を除く)
 - 二 学則及び学生懲戒規程による懲戒処分を受けたとき
 - 三 特待生自身が辞退を申し出たとき
 - 四 その他、特待生として適当でないと認められたとき
- 2 特待生が前項第三号の申し出をする場合には、グローバルエンジニア特待生辞退願(様式2)を校長に提出するものとする。

(単位認定の申請)

第10条 第4条第1項第五号に規定する英語指導を合格した者には、成績通知書(様式3)を交付する。

- 2 第4条第2項の規定により単位認定を受けようとする者は、第3学年末までに、グローバルエンジニア育成プログラムによる単位認定申請書(様式4)に前項様式3の写しを添えて、校長に提出するものとする。
- 3 前項により単位の修得を認定された「英語特講」の評点は、様式3に記載の評点を用いる。

附 則(令和5年11月14日函高専達第3号)

この規程は、令和5年11月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和6年11月14日函高専達第8号)

この規程は、令和6年11月14日から施行する。

附 則(令和7年9月30日函高専達第4号)

この規程は、令和7年9月30日から施行する。

附 則(令和8年3月3日函高専達第11号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

受験番号 61-〇〇〇〇〇〇

氏 名 〇〇 〇〇 (〇〇市立〇〇中学校)

函館工業高等専門学校長

〇〇 〇〇

公印

令和〇年度グローバルエンジニア特待生
申請結果について

あなたは、令和〇年度函館工業高等専門学校本科入学者選抜
(推薦による選抜) グローバルエンジニア特待生として下記のとおり
決定しましたので、通知します。

記

採用・不採用

以上

グローバルエンジニア特待生辞退願

函館工業高等専門学校長 殿

グローバルエンジニア特待生として採用されておりましたが、辞退を希望しますので、ご許可願います。

令和 年 月 日

第 学年 学科

学 生 氏 名 (自 署)

グローバルエンジニア特待生の辞退について同意いたします。

保 護 者

住 所 〒

氏 名 (自 署)

成績通知書

氏名 ○○○○

生年月日 年 月 日生

上記の者に係るグローバルエンジニア育成プログラムの特待生向け英語指導の成績について、以下のとおり通知します。なお、規程第 10 条第 2 項の規定に基づき、「英語特講（第 4 学年開講・一般選択必修科目）」の単位認定の申請を行う場合、当該科目の学年成績は、以下の評点となることを申し添えます。

記

| 科目名 | 成績評点 | 評定 |
|-----|------|----|
| | | |

グローバルエンジニア育成プログラムによる単位認定申請書

函館工業高等専門学校長 殿

私はグローバルエンジニア特待生として、グローバルエンジニア育成プログラムの特待生向け英語指導である「グローバルエンジニア特待生特別授業Ⅱ（第2学年開講）」を受講し、合格いたしました。よって、規程第10条第2項の規定に基づき、「英語特講（第4学年開講・一般選択必修科目）」の単位認定を申請いたします。

令和 年 月 日

第 学年 _____

学科・コース _____

学籍番号 _____

学生氏名（自署） _____